

台風第19号  
関連

令和元年10月17日  
道路局道路交通管理課

## 「台風第19号」に係る特殊車両通行許可の迅速化について ～被災地域の早期復旧や物流確保等を支援～

国土交通省は、本日より、被災地域の早期復旧や物流確保等の観点から、特殊車両の通行の目的が、台風第19号による被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等である場合は、最優先で処理を行い、可能な限り迅速に許可証の交付を行うこととしました。

### 【参考】

上記内容については、特車PRサイト

(<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)においても掲載します。

### <問い合わせ先>

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 山口・犬飼 (内線 37436・37425)

(代表) TEL:03-5253-8111

(道路交通管理課直通) TEL:03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

# 特車通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可

